

## 別紙 8

(協定第 12 条関連)

(機構法第 13 条第 1 項第 9 号に定める協定記載事項)

# 料金の額及びその徴収期間

## 1 高速道路の路線名

### (1)

- イ 路線名 一般国道28号(神戸淡路鳴門自動車道)
- 区間 兵庫県神戸市西区見津が丘四丁目から徳島県鳴門市撫養町木津字原山まで

### (2)

- イ 路線名 一般国道30号(瀬戸中央自動車道)
- 区間 岡山県都窪郡早島町大字早島字唐戸から香川県坂出市川津町まで

### (3)

- イ 路線名 一般国道317号(西瀬戸自動車道)
- 区間 愛媛県今治市矢田字管ヶ谷から同市吉海町名まで、同市宮窪町宮窪から広島県尾道市瀬戸田町荻字宝仙原まで及び同市因島洲江町字深久保から同市高須町字オケ久保まで

## 2 料金の額

### (1) 定義

次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- イ 会社  
本州四国連絡高速道路株式会社
- 三会社  
東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社
- ハ 六会社  
東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び会社
- ニ 本四道路  
1に定める高速道路
- ホ 省令  
有料道路自動料金收受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成11年8月2日建設省令第38号)
- ヘ 利用規程  
省令第2条第2項の規定に基づき、六会社が公告したETCシステム利用規程
- ト 車載器  
利用規程第3条第1号に規定する車載器
- チ ETCカード  
利用規程第3条第1号に規定するETCカード
- リ ETCクレジットカード  
会社との契約に基づきETCカードを発行する者から貸与を受けたETCカード
- ヌ ETCパーソナルカード  
六会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するETCカード
- ル ETCコーポレートカード  
三会社が別に定める約款により大口・多頻度割引の適用に関する契約を三会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて三会社のいずれかに届出がなされた車載器を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして三会社のいずれかから貸与されたETCカード
- ヲ ETC三島用カード  
櫃石島、岩黒島又は与島を通行できるものとして会社が貸与するETCカード
- ワ ETCシステム  
省令第1条に規定する有料道路自動料金收受システム
- カ ETC車  
ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード、ETCコーポレートカード又はE

ＴＣ三島用カードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）

ヨ ＥＴＣ車等

ＥＴＣ車並びに櫃石島、岩黒島及び与島又は馬島を通行できるものとして会社が指定した自動車

タ 休日

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第３条に定める休日

レ 山陽自動車道

高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線

ソ 高松自動車道

高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線

ツ スマートインターチェンジ

地方公共団体が道路法（昭和２７年法律第１８０号）第４８条の５第１項の規定に基づき連結許可を受けた同法第４８条の４第１号の施設で、道路整備特別措置法施行規則（昭和３１年建設省令第１８号）第１３条第２項第３号に規定するＥＴＣ専用施設が設置され、同号のＥＴＣ通行車のみが通行可能なインターチェンジ

（２）料金の額

料金の額は、別表１に掲げる自動車等の種類に応じ、別表２及び別表３に定める料金の額に消費税法（昭和６３年法律第１０８号）及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行った後の額とする。

ただし、平成２６年４月１日から令和１６年３月３１日までの間のＥＴＣ車等の料金の額は、別表１に掲げる自動車等の種類に応じ、別表４（当分の間、ＥＴＣ車のうち中型車、大型車又は特大車が休日に走行（本四道路の流入する料金所及び流出する料金所をどちらも休日に通行する一の走行をいう。ただし、山陽自動車道又は高松自動車道から連続して通行する場合は、神戸淡路鳴門自動車道又は瀬戸中央自動車道の流出する料金所を、休日の午前１時（前日が休日の場合は午前０時）から翌午前０時までの間に通行する走行をいう。）する場合は別表６）及び別表５に定める料金の額に消費税法及び地方税法に定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行った後の額とする。

なお、供用されていない区間に係るものについては、当該区間に係る供用の日から適用する。

（３）通行止めに伴う料金調整

イ 会社が別に定める日の前日まで

本四道路の料金の額のうち、通行止めによって本四道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となるインターチェンジで途中流出を行い、当該迂回経路の終点となるインターチェンジから流入して再び本四道路を順方向に走行した自動車又は迂回する経路がないため途中流出を行ったインターチェンジから流入して再び本四道路を順方向に走行した自動車が通行止めによる迂回走行の事実を示した場合の料金の額については、再流入後の区間の料金の額から以下の額を控除したものとす。ただし、平成２６年４月１日から令和１６年３月３１日までの間におけるＥＴＣ車等については、以下の額を一律１５０円とする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
調整額	１００円	１００円	１００円	１５０円	２６０円

（注） 本表において、「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別表１に定めるものをいう。

□ 会社が別に定める日から

本四道路の料金の額のうち、通行止めによって本四道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となるインターチェンジで途中流出を行い、当該迂回経路の終点となるインターチェンジから流入して再び本四道路を順方向に走行した自動車又は迂回する経路がないため途中流出を行ったインターチェンジから流入して再び本四道路を順方向に走行した自動車が通行止めによる迂回走行の事実を示した場合の料金の額については、再流入後の区間の料金の額から以下の額を控除したものとする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
調整額	100円	100円	100円	150円	260円

(注) 本表において、「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別表1に定めるものをいう。

ただし、会社が別に定める日から令和16年3月31日までの間におけるETC車等については、最初に流入したインターチェンジをAインターチェンジ、通行止めによって連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出インターチェンジをBインターチェンジ、途中流出後、当該迂回経路の終点となる再流入インターチェンジをCインターチェンジ、再流入した後の最終流出インターチェンジをDインターチェンジとし、通行止めによって連続した利用が不可能となったことを理由としてA、B、C各インターチェンジの走行により迂回走行した自動車が順方向に走行し、Dインターチェンジにおいて通行止めによる迂回走行の事実を示した場合の料金の額については、再流入後に利用したCインターチェンジからDインターチェンジまでの区間の料金の額について、全車種を対象として、次の算式により算出する額に料金調整する（料金調整後の料金の額が0円を下回る場合には、当該CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間の料金については徴収しないものとして取扱う。）。

$$AD - (BD - CD) - AB$$

(注) 上記の算式において、AB、AD、BD、CDはそれぞれ次の数値を表すものとする。

AB : AインターチェンジからBインターチェンジまでの区間について、(1)及び(2)により算出した料金の額(単位:円)

AD : AインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、(1)及び(2)により算出した料金の額(単位:円)

BD : BインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、(1)及び(2)により算出した料金の額(単位:円)

CD : CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、(1)及び(2)により算出した料金の額(単位:円)

(4) 料金の割引

イ 障害者割引

(イ) 割引をする自動車

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙)の定めるところにより交付されている療育手帳(以下「手帳」という。)に、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条に基づく福祉に関する事務所(市町村及び特別区が設置したものに限る。)若しくは当該事務所を設置していない町村又は会社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、以下の①又は②の要件を満たすものとして、会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

① 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車(営業用の自動車を除く。)で、会社が別に定めるもの。

② 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の等級又は「療

育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード又はETCパーソナルカードと車載器をともに使用する場  
合に限る。

また、上記①又は②の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、会社が別に定めるものについては、会社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。ただし、当該自動車がETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行し通行料金の納付を行おうとする場合は、会社が別に定める方法により通行する場合に限る。

（□）割引率

割引率は50パーセント以下とする。

□ 大口・多頻度割引

（イ）割引をする自動車

ETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。

（□）割引率

本四道路を通行する利用者の自動車1台ごとの月間利用額に対し、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
1万円を超え、5万円までの部分	6.9パーセント
5万円を超える部分	13.8パーセント

ただし、割引率を乗じて得た割引額に1円未満の端数が生じる場合は、割引額を1円単位に切り捨てる。

なお、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）への貸付料の支払いに支障のない範囲で割引率を期間を定めて変更する場合には、事前に機構に届出する。

八 回数券割引

（イ）割引をする自動車等

別表1に定める軽車両等

（□）割引率

割引率は20パーセント以下とする。ただし、自転車については、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条、第124条及び第134条に規定する学校並びにその他の学校で会社が指定するものに在学する者が通学のため通行する場合にあっては、50パーセント以下とする。

二 特定車割引

（イ）割引をする自動車等

次の①又は②の要件を満たす自動車等

① 香川県坂出市櫃石、同市岩黒又は同市与島町に住居等を有する者（以下「三島島民」という。）が使用すると会社が認めて指定する自動車及び三島島民に対し介護、福祉又は医療サービスを提供する事業者が当該サービスを提供するために運行の用に供すると会社が認めて指定する自動車のうち、会社が指定する方法により櫃石島

管理用出入路、岩黒島管理用出入路及び与島管理用出入路若しくは与島パーキングエリアの相互区間、櫃石島管理用出入路、岩黒島管理用出入路若しくは与島管理用出入路から児島インターチェンジまでの区間又は櫃石島管理用出入路、岩黒島管理用出入路若しくは与島管理用出入路から坂出北インターチェンジまでの区間を通行するもの。

- ② 愛媛県今治市馬島に住居等を有する者（以下「馬島島民」という。）が使用すると会社が認めて指定する自動車等及び馬島島民に対し介護、福祉又は医療サービスを提供する事業者が当該サービスを提供するために運行の用に供すると会社が認めて指定する自動車等のうち、会社が指定する方法により馬島管理用出入路から今治北インターチェンジまでの区間又は馬島管理用出入路から大島南インターチェンジまでの区間を通行するもの。

(ロ) 割引率

割引率は35パーセントとする。ただし、割引率を乗じて得た割引額に1円未満の端数が生じる場合は、割引額を1円単位に切り上げる。

ホ 路線バス割引

(イ) 割引をする自動車

大口・多頻度割引の適用を受ける路線バス（道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の規定により許可を受けた一般乗合旅客自動車運送事業をいう。ただし、定期観光バスを除く。以下同じ。）で、1の路線名及び区間ごとに設置されたバス停留所の概ね80パーセント以上に停車する自動車。ただし、路線バスで櫃石島管理用出入路、岩黒島管理用出入路及び与島管理用出入路若しくは与島パーキングエリアの相互区間、櫃石島管理用出入路、岩黒島管理用出入路若しくは与島管理用出入路から児島インターチェンジまでの区間又は櫃石島管理用出入路、岩黒島管理用出入路若しくは与島管理用出入路から坂出北インターチェンジまでの区間を通行する場合には会社が指定する方法により通行する自動車。

(ロ) 割引率

割引率は30パーセントとする。

ヘ マイレージ割引

(イ) 割引をする自動車

E T Cクレジットカード又はE T Cパーソナルカード（いずれも会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための会社への登録がなされている場合に限る。以下「マイレージ割引対象カード」という。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（E T Cシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「マイレージ割引対象車」という。）。

(ロ) 割引率等

① ポイントの付与

料金の額10円ごとに1ポイントを会社が別に定めるところにより付与するものとする。

② ポイントによる割引

会社が別に定める期間内にマイレージ割引対象カードごとに付与されたポイントの累計数に応じて、次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還元額
1,000ポイント	500円分
3,000ポイント	2,500円分
5,000ポイント	5,000円分

③ 弾力的なポイントの付与及び割引

①及び②に定めるほか、機構への貸付料の支払いに支障のない範囲で、弾力的にポイントの付与又はポイントによる割引を変更する場合には、事前に機構に届出する。

## ト 休日割引

### (イ) 割引をする自動車

休日、1月2日、1月3日（交通混雑期の交通の分散又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）第1条第15号に定める新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、会社が別に定める日を除く。）に本四道路の流入する料金所又は流出する料金所を通行するETC車のうち、軽自動車等又は普通車。

ただし、山陽自動車道又は高松自動車道から連続して通行する場合は、神戸淡路鳴門自動車道又は瀬戸中央自動車道の流出する料金所を、休日、1月2日、1月3日（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）第1条第15号に定める新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、会社が別に定める日を除く。）の午前0時から翌午前1時までの間に通行するもの。

### (ロ) 割引額

通行する区間に応じ、(2)ただし書の料金の額から、別表7の割引適用後料金に消費税法及び地方税法に定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により10円単位の端数処理を行った額を差し引いた額。ただし、算出した割引額が0円を下回る場合は、割引額は0円とする。また、(3)ただし書の料金調整が行われたことにより、料金調整後の料金が割引額を下回る場合は、割引後の料金は0円とする。

### (ハ) 実施期間

平成26年4月1日から令和16年3月31日まで

## チ 平日朝夕割引

### (イ) 割引をする自動車

マイレージ割引対象車のうち、軽自動車等及び普通車。

### (ロ) 割引額

#### ① 月間適用回数に応じた還元額

マイレージ割引対象カードごとに、③に定める月間適用回数に応じて次表に定める額を、会社が別に定めるところにより還元する。

月間適用回数	還元額
5～9回	②の割引対象走行ごとに、通行する区間に応じ、(2)ただし書の料金の額から(2)本文の料金の額に50%を乗じた額(10円未満の端数が生じた場合は、四捨五入により10円単位とする。)を差し引いた額に、0.6を乗じた額(10円未満の端数が生じた場合は、四捨五入により10円単位とする。)。ただし、0円を下回る場合は、0円とする。
10回以上	②の割引対象走行ごとに、通行する区間に応じ、(2)ただし書の料金の額から(2)本文の料金の額に50%を乗じた額(10円未満の端数が生じた場合は、四捨五入により10円単位とする。)を差し引いた額。ただし、0円を下回る場合は、0円とする。

#### ② 割引対象走行

休日以外の日の午前6時から午前9時まで（以下「朝時間帯」という。）又は午後

5時から午後8時まで（以下「夕時間帯」という。）の間に、本四道路の流入する料金所又は流出する料金所を通行するもの。

ただし、山陽自動車道又は高松自動車道から連続して通行する場合は、神戸淡路鳴門自動車道又は瀬戸中央自動車道の流出する料金所を、午前6時から午前10時まで（朝時間帯）又は午後5時から午後9時まで（夕時間帯）の間に通行するもの。

③ 月間適用回数

マイレージ割引対象カードごとの②の割引対象走行の月間累計回数。ただし、一の朝時間帯又は夕時間帯に複数回の②の割引対象走行がある場合は、割引対象走行回数にかかわらず、①の判定をするための適用回数は1回とし、1日2回（朝時間帯1回、夕時間帯1回）を上限とする。

(ハ) 実施期間

平成26年4月1日から令和16年3月31日まで

リ 本州四国連絡高速道路企画割引

機構への貸付料の支払いに支障のない範囲で、かつ公正妥当なものである場合には、以下のとおり割引を実施することができる。

(イ) 割引をする自動車等

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて適宜設定する。

(ロ) 割引率等

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて割引率、割引額又は料金の額を適宜設定する。

(ハ) 実施期間

実施期間は企画割引ごとに適宜設定する。

(ニ) 適用区間

適用区間については、地域の振興、利用者の利便性又は利用増進に資するものとし、企画割引ごとに適宜設定する。

(ホ) 事前の届出

個々の企画割引ごとに上記(イ)から(ニ)までの詳細について、あらかじめ機構に届出する。

ヌ 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引

本四道路において、社会実験として以下のとおり料金割引又は料金設定が実施できるものとする。

(イ) 割引をする自動車等

本四道路の料金に係る社会実験に参加する自動車等

(ロ) 割引率等

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。

(ハ) 実施する期間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用する期間を限定する。

(ニ) 適用区間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用する区間を限定する。

(ホ) 事前の届出

個々の社会実験ごとに上記(イ)から(ニ)までの詳細について、あらかじめ機構に届出する。

ル 割引相互間の適用関係

(イ) 障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、障害者割引を適用した後の金額に対してマイレージ割引を適用する。

(ロ) 休日割引、平日朝夕割引、路線バス割引、大口・多頻度割引又はマイレージ割引の適用

の順は次のとおりとし、適用の同一順内の割引は重複適用しない。

適用の順	割引の種類
1	休日割引、平日朝夕割引
2	路線バス割引
3	大口・多頻度割引、マイレージ割引

(ハ)一の通行が、休日割引と平日朝夕割引の両方の割引適用条件に該当する自動車の場合、休日割引を当該自動車に適用する。

(ニ) 障害者割引を受けることができる自動車に休日割引を受けようとする場合、割引適用後の通行料金が低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

(5) ETC車以外の自動車が、スマートインターチェンジを除き、ETC車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されているインターチェンジの入口又は出口を通行する場合の料金の額及び割引制度の適用方法

イ ETC車以外の自動車が、スマートインターチェンジを除き、ETC車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されているインターチェンジの入口又は出口を通行する場合に適用する料金の額及び割引制度は、別表1に掲げる自動車等の種類に応じ、別表2及び別表3に定める料金の額に消費税法及び地方税法に定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額及び(4)に定める割引制度のうちETC車以外の自動車に適用する割引制度とする。

ただし、令和16年3月31日までの間において、ETC車以外の自動車が、スマートインターチェンジを除き、ETC車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されているインターチェンジの入口又は出口を通行する場合に適用する料金の額及び割引制度は、別表1に掲げる自動車等の種類に応じ、別表2及び別表5に定める料金の額に消費税法及び地方税法に定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額及び(4)に定める割引制度のうちETC車以外の自動車に適用する割引制度とする。

ロ イの料金の額等を適用するインターチェンジ及び期間は、事前に機構に届出する。

### 3 消費税及び地方消費税の取扱い

2に掲げる消費税及び地方消費税の取扱いについて、事前に機構に届出を行うことで、切捨てにより10円単位の端数処理を行うことができる。

### 4 料金の徴収期間

平成18年4月1日から令和54年3月22日までとする。

### 5 その他

インターチェンジ等の名称に変更がある場合には、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

別表1 自動車等の種類

車種区分	自動車等の種類	摘 要
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号、以下「法」という。）第3条に規定する軽自動車をいう。
	ロ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車をいう。
	ハ 小型二輪自動車	法第3条に規定する小型自動車のうち、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）であるものをいう。
普通車	ニ 小型自動車	法第3条に規定する小型自動車（ハに該当するものを除く。）をいい、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のものをいう。
	ホ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車で、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のものをいう。
	ヘ けん引自動車か軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イ又はロに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引車両の軸数が1のものをいう。
中型車	ト 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもので3軸以下のもの）	法第3条に規定する普通自動車で、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）のうち、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもので軸数の合計が3以下のもの（チ又はリに該当するものを除く。）又は被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタで軸数の合計が2のものをいう。
	チ 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下のもので車両総重量8トン未満のもの）	法第3条に規定する普通自動車で、人の運送の用に供するもの（乗車定員10人以下のものを除く。以下「乗合型自動車」という。）のうち、乗車定員が29人以下のもので車両総重量8トン未満のものをいう。
	リ けん引自動車か軽自動車等または普通車である連結車両	イ又はロに該当するけん引自動車と2軸以上の被けん引自動車との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と1軸の被けん引自動車との連結車両をいう。
大型車	ヌ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のもので3軸以下のもの及び車両総重量25トン以下のもので4軸のもの）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のもので軸数の合計が3以下のもの（トに該当するものを除く。）及び車両総重量が車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第1条の表に掲げる限度以下、かつ、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第1号から第5号まで（第2号イを除く。）に定める限度以下で軸数の合計が4のもの（ウに該当するものを除く。）並びに被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタで軸数の合計が3のものをいう。
	ル 乗合型自動車 （路線を定めて定期に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上のもの又は車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の規定による許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの若しくはこれに類するものとして本州四国連絡高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貨物旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号の規定による許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの並びに車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下のもので車両の長さ9メートル未満のものをいう。
	ロ ケン引自動車か普通車、中型車又は大型車（2軸のもの）である連結車両	ニ又はホに該当するけん引自動車と2軸以上の被けん引自動車との連結車両、ト又はチに該当するけん引自動車と1軸の被けん引自動車との連結車両及びニ又はホに該当する2軸のけん引自動車と1軸の被けん引自動車との連結車両をいう。
特大車	ワ 普通貨物自動車 （4軸以上のもの）	普通貨物自動車で軸数の合計が4以上のもの（ヌに該当するものを除く。）をいう。
	カ 大型特殊自動車	法第3条に規定する大型特殊自動車（ポール・トレーラ以外のもの）をいう。
	コ 乗合型自動車 （その他）	乗合型自動車で乗車定員が30人以上のもの又は車両総重量8トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）をいう。
	ク 連結車両 （その他）	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びウに該当するものを除く。）をいう。
軽車両等	シ 自転車	道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第11号の2に掲げる自転車をいう。
	ソ 軽車両	法第2条第4項に規定する軽車両をいう。
	ツ 原動機付自転車	法第2条第3項に規定する原動機付自転車をいう。

別表2 料金の額(通行1回当たり:単位 円)

(1) 神戸淡路鳴門自動車道(神戸西インターチェンジ・鳴門インターチェンジ間)

(軽自動車等)

												神戸西
											布施畑	190.477
										垂水	142.858	285.715
									淡路、淡路SA、 淡路北スマート(注)	1,761.905	1,857.143	1,952.381
							東浦	190.477	1,904.762	2,000.000	2,095.239	2,095.239
						北淡	285.715	380.953	2,095.239	2,190.477	2,285.715	2,285.715
					津名一宮	285.715	476.191	619.048	2,333.334	2,380.953	2,523.810	2,523.810
				淡路島中央 スマート	238.096	476.191	666.667	809.524	2,476.191	2,571.429	2,714.286	2,714.286
			洲本	142.858	333.334	571.429	761.905	904.762	2,571.429	2,666.667	2,761.905	2,761.905
		西淡三原	285.715	380.953	571.429	761.905	1,000.000	1,095.239	2,809.524	2,904.762	3,000.000	3,000.000
		淡路島南	285.715	476.191	571.429	761.905	1,000.000	1,190.477	1,285.715	3,000.000	3,095.239	3,190.477
	鳴門北	857.143	1,095.239	1,285.715	1,380.953	1,571.429	1,761.905	2,000.000	2,095.239	3,809.524	3,904.762	4,000.000
鳴門	238.096	1,047.620	1,238.096	1,476.191	1,523.810	1,714.286	1,952.381	2,142.858	2,285.715	3,952.381	4,047.620	4,142.858

(注)淡路北スマートから流入し、淡路で流出する自動車の料金の額は95.239円とする。

(普通車)

												神戸西
											布施畑	238.096
										垂水	190.477	333.334
									淡路、淡路SA、 淡路北スマート(注)	2,190.477	2,333.334	2,476.191
							東浦	238.096	2,380.953	2,476.191	2,619.048	2,619.048
						北淡	333.334	476.191	2,619.048	2,714.286	2,857.143	2,857.143
					津名一宮	380.953	619.048	761.905	2,904.762	3,000.000	3,142.858	3,142.858
				淡路島中央 スマート	333.334	619.048	857.143	1,000.000	3,095.239	3,238.096	3,380.953	3,380.953
			洲本	190.477	428.572	714.286	952.381	1,095.239	3,238.096	3,333.334	3,476.191	3,476.191
		西淡三原	333.334	476.191	714.286	952.381	1,238.096	1,380.953	3,476.191	3,619.048	3,761.905	3,761.905
		淡路島南	333.334	619.048	714.286	952.381	1,238.096	1,476.191	1,619.048	3,761.905	3,857.143	4,000.000
	鳴門北	1,095.239	1,333.334	1,619.048	1,714.286	1,952.381	2,238.096	2,476.191	2,619.048	4,761.905	4,857.143	5,000.000
鳴門	285.715	1,285.715	1,571.429	1,809.524	1,952.381	2,142.858	2,428.572	2,666.667	2,857.143	4,952.381	5,047.620	5,190.477

(注)淡路北スマートから流入し、淡路で流出する自動車の料金の額は95.239円とする。

(中型車)

												神戸西	
												布施畑	285.715
											垂水	238.096	380.953
										淡路、淡路SA、 淡路北スマート(注)	2,666.667	2,761.905	2,952.381
							東浦	285.715	2,857.143	2,952.381	3,142.858	3,142.858	3,142.858
						北淡	380.953	571.429	3,142.858	3,285.715	3,428.572	3,428.572	3,428.572
						津名一宮	428.572	761.905	904.762	3,476.191	3,619.048	3,761.905	3,761.905
					淡路島中央 スマート	380.953	714.286	1,000.000	1,190.477	3,761.905	3,857.143	4,047.620	4,047.620
				洲本	238.096	523.810	857.143	1,142.858	1,333.334	3,857.143	4,000.000	4,190.477	4,190.477
			西淡三原	428.572	571.429	809.524	1,190.477	1,476.191	1,666.667	4,190.477	4,333.334	4,476.191	4,476.191
		淡路島南	380.953	714.286	857.143	1,142.858	1,476.191	1,761.905	1,952.381	4,476.191	4,619.048	4,809.524	4,809.524
	鳴門北	1,333.334	1,619.048	1,952.381	2,047.620	2,333.334	2,666.667	2,952.381	3,142.858	5,714.286	5,809.524	6,000.000	6,000.000
鳴門	333.334	1,571.429	1,857.143	2,190.477	2,333.334	2,571.429	2,904.762	3,238.096	3,380.953	5,952.381	6,095.239	6,238.096	6,238.096

(注)淡路北スマートから流入し、淡路で流出する自動車の料金の額は95.239円とする。

(大型車)

												神戸西	
												布施畑	380.953
											垂水	333.334	571.429
										淡路、淡路SA、 淡路北スマート(注)	3,666.667	3,809.524	4,047.620
							東浦	380.953	3,904.762	4,095.239	4,333.334	4,333.334	4,333.334
						北淡	571.429	809.524	4,333.334	4,476.191	4,714.286	4,714.286	4,714.286
						津名一宮	619.048	1,047.620	1,285.715	4,761.905	4,952.381	5,190.477	5,190.477
					淡路島中央 スマート	523.810	1,000.000	1,380.953	1,619.048	5,142.858	5,333.334	5,571.429	5,571.429
				洲本	333.334	714.286	1,190.477	1,571.429	1,809.524	5,333.334	5,523.810	5,714.286	5,714.286
			西淡三原	571.429	761.905	1,142.858	1,619.048	2,000.000	2,285.715	5,761.905	5,952.381	6,190.477	6,190.477
		淡路島南	571.429	1,000.000	1,190.477	1,571.429	2,000.000	2,428.572	2,666.667	6,190.477	6,333.334	6,571.429	6,571.429
	鳴門北	1,809.524	2,238.096	2,666.667	2,857.143	3,190.477	3,666.667	4,095.239	4,333.334	7,857.143	8,000.000	8,238.096	8,238.096
鳴門	476.191	2,142.858	2,571.429	3,000.000	3,190.477	3,571.429	4,000.000	4,428.572	4,666.667	8,190.477	8,333.334	8,571.429	8,571.429

(注)淡路北スマートから流入し、淡路で流出する自動車の料金の額は142.858円とする。

(特大車)

												神戸西	
												布施畑	619.048
											垂水	523.810	904.762
										淡路、淡路SA、 淡路北スマート(注)	6,571.429	6,857.143	7,238.096
									東浦	666.667	7,000.000	7,285.715	7,666.667
								北淡	904.762	1,333.334	7,666.667	7,952.381	8,333.334
							津名一宮	1,047.620	1,714.286	2,142.858	8,428.572	8,761.905	9,142.858
						淡路島中央 スマート	857.143	1,619.048	2,333.334	2,714.286	9,047.620	9,333.334	9,761.905
				洲本	571.429	1,142.858	1,952.381	2,619.048	3,047.620	9,380.953	9,666.667	10,047.620	
			西淡三原	1,000.000	1,285.715	1,904.762	2,666.667	3,380.953	3,761.905	10,095.239	10,380.953	10,761.905	
		淡路島南	904.762	1,666.667	1,952.381	2,571.429	3,380.953	4,047.620	4,476.191	10,761.905	11,095.239	11,476.191	
	鳴門北	3,238.096	3,904.762	4,666.667	4,952.381	5,571.429	6,380.953	7,047.620	7,476.191	13,761.905	14,095.239	14,476.191	
鳴門	809.524	3,809.524	4,476.191	5,238.096	5,523.810	6,142.858	6,904.762	7,619.048	8,000.000	14,333.334	14,619.048	15,000.000	

(注)淡路北スマートから流入し、淡路で流出する自動車の料金の額は238.096円とする。

(2) 瀬戸中央自動車道(早島インターチェンジ・坂出インターチェンジ間)

(軽自動車等)

					早島
				水島	238.096
			児島	333.334	476.191
		与島PA	1,190.477	1,428.572	1,619.048
	坂出北	1,428.572	2,666.667	2,904.762	3,095.239
坂出	130.406	1,523.810	2,714.286	2,952.381	3,142.858

(普通車)

					早島
				水島	333.334
			児島	380.953	619.048
		与島PA	1,523.810	1,809.524	2,047.620
	坂出北	1,809.524	3,333.334	3,619.048	3,857.143
坂出	163.008	1,857.143	3,380.953	3,714.286	3,904.762

(中型車)

				早島	
			水島	380.953	
		児島	476.191	761.905	
	与島PA	1,809.524	2,190.477	2,476.191	
坂出北	2,190.477	4,000.000	4,333.334	4,619.048	
坂出	195.610	2,238.096	4,095.239	4,428.572	4,714.286

(大型車)

				早島	
			水島	523.810	
		児島	619.048	1,000.000	
	与島PA	2,523.810	3,000.000	3,380.953	
坂出北	3,000.000	5,476.191	5,952.381	6,333.334	
坂出	268.963	3,095.239	5,619.048	6,095.239	6,476.191

(特大車)

				早島	
			水島	857.143	
		児島	1,047.620	1,714.286	
	与島PA	4,523.810	5,333.334	5,952.381	
坂出北	5,380.953	9,904.762	10,714.286	11,380.953	
坂出	448.272	5,619.048	10,142.858	10,952.381	11,571.429

(3) 西瀬戸自動車道(今治インターチェンジ・西瀬戸尾道インターチェンジ間)

(軽自動車等)

			生口島北	
		因島南	285.715	
	因島北	/	/	
	向島	523.810	/	809.524
西瀬戸尾道	238.096	714.286	/	1,000.000

			大島北	
		伯方島	380.953	
	大三島	333.334	666.667	
生口島南	619.048	857.143	1,190.477	

		今治	
	今治北	/	
大島南	1,285.715	1,428.572	

(普通車)

			生口島北	
		因島南	333.334	
	因島北			
	向島	666.667		1,047.620
西瀬戸尾道	285.715	857.143		1,238.096

			大島北	
		伯方島	523.810	
	大三島	428.572		809.524
生口島南	761.905	1,095.239		1,476.191

			今治	
		今治北		
大島南	1,619.048			1,761.905

(中型車)

			生口島北	
		因島南	428.572	
	因島北			
	向島	809.524		1,238.096
西瀬戸尾道	333.334	1,047.620		1,476.191

			大島北	
		伯方島	619.048	
	大三島	476.191		1,000.000
生口島南	904.762	1,285.715		1,761.905

			今治	
		今治北		
大島南	1,952.381			2,142.858

(大型車)

			生口島北	
		因島南	571.429	
	因島北			
	向島	1,142.858		1,714.286
西瀬戸尾道	476.191	1,428.572		2,000.000

			大島北	
		伯方島	809.524	
	大三島	666.667		1,380.953
生口島南	1,238.096	1,761.905		2,428.572

			今治	
		今治北		
大島南	2,666.667			2,904.762

(特大車)

			生口島北	
		因島南	1,047.620	
	因島北			
	向島	2,000.000		3,047.620
西瀬戸尾道	761.905	2,523.810		3,523.810

			大島北	
		伯方島	1,476.191	
	大三島	1,190.477		2,380.953
生口島南	2,190.477	3,142.858		4,333.334

			今治	
		今治北		
大島南	4,809.524			5,238.096

(軽車両等)

区間	来島海峡 第三大橋	来島海峡第一 ・第二大橋	伯方・ 大島大橋	大三島橋	多々羅大橋	生口橋	因島大橋
料金の額	95.239	95.239	47.620	47.620	95.239	47.620	47.620

(注1) 「軽車両等」については、来島海峡第三大橋(愛媛県今治市砂場町二丁目地先から同市馬島まで)、来島海峡第一・第二大橋(愛媛県今治市馬島から同市吉海町椋名まで)、伯方・大島大橋(愛媛県今治市宮窪町宮窪から同市伯方町有津まで)、大三島橋(愛媛県今治市伯方町伊方から同市上浦町瀬戸まで)、多々羅大橋(愛媛県今治市上浦町井口から広島県尾道市瀬戸田町垂水まで)、生口橋(広島県尾道市因島洲江町字白馬口から同市因島田熊町字西浦まで)及び因島大橋(広島県尾道市因島大浜町字大立場から同市向島町立花字大下まで)を料金の徴収区間とする。

(注2) 神戸西、布施畑又は垂水から淡路SAを経由して神戸西、布施畑又は垂水までの区間を通行する自動車及び東浦、北淡、津名一宮、淡路島中央スマート、洲本、西淡三原、淡路島南、鳴門北又は鳴門から淡路SAを経由して東浦、北淡、津名一宮、淡路島中央スマート、洲本、西淡三原、淡路島南、鳴門北又は鳴門までの区間を通行する自動車については、淡路SAまでの料金の額に淡路SAからの料金の額を加算するものとする。

(注3) 早島、水島又は児島から与島PAを経由して早島、水島又は児島までの区間を通行する自動車及び坂出北又は坂出から与島PAを経由して坂出北又は坂出までの区間を通行する自動車については、与島PAまでの料金の額に与島PAからの料金の額を加算するものとする。

(注4) 淡路北スマートは入口専用のスマートインターチェンジであり、淡路北スマートから流入し、淡路で流出する自動車の料金の額は各表欄外(注)のとおりとする。

別表3 料金の額(通行1回当たり:単位 円)

(1) 瀬戸中央自動車道(早島インターチェンジ・坂出インターチェンジ間)

(軽自動車等)

							早島
						水島	
				児島			
			櫃石島	428.572	666.667	857.143	
		岩黒島	380.953	809.524	1,047.620	1,238.096	
	与島、与島PA	380.953	761.905	1,190.477	1,428.572	1,619.048	
	坂出北	1,428.572	1,857.143	2,190.477			
坂出	130.406	1,523.810	1,904.762	2,285.715			

(普通車)

							早島
						水島	
				児島			
			櫃石島	571.429	857.143	1,095.239	
		岩黒島	476.191	1,000.000	1,285.715	1,523.810	
	与島、与島PA	523.810	952.381	1,523.810	1,809.524	2,047.620	
	坂出北	1,809.524	2,333.334	2,761.905			
坂出	163.008	1,857.143	2,380.953	2,857.143			

(中型車)

							早島
						水島	
				児島			
			櫃石島	666.667	1,047.620	1,285.715	
		岩黒島	523.810	1,190.477	1,571.429	1,857.143	
	与島、与島PA	619.048	1,142.858	1,809.524	2,190.477	2,476.191	
	坂出北	2,190.477	2,761.905	3,333.334			
坂出	195.610	2,238.096	2,857.143	3,428.572			

(大型車)

							早島
						水島	
				児島			
			櫃石島	904.762	1,428.572	1,809.524	
		岩黒島					
	与島、与島PA		1,571.429	2,523.810	3,000.000	3,380.953	
	坂出北	3,000.000		4,571.429			
坂出	268.963	3,095.239		4,666.667			

(特大車)

							早島
						水島	
				児島			
			櫃石島	1,666.667	2,476.191	3,095.239	
		岩黒島					
	与島、与島PA		2,904.762	4,523.810	5,333.334	5,952.381	
	坂出北	5,380.953		8,285.715			
坂出	448.272	5,619.048		8,476.191			

(2) 西瀬戸自動車道(今治インターチェンジ・西瀬戸尾道インターチェンジ間)

(軽自動車等)

			今治
		今治北	
	馬島	619.048	714.286
大島南	666.667		

(普通車)

			今治
		今治北	
	馬島	761.905	904.762
大島南	857.143		

(中型車)

			今治
		今治北	
	馬島	904.762	1,095.239
大島南	1,047.620		

(注1) この表は、櫃石島、岩黒島、与島又は馬島を通行できる自動車として本州四国連絡高速道路株式会社が指定したものについて適用する。

(注2) 櫃石島とは香川県坂出市櫃石字大浦通に、岩黒島とは同市岩黒字岩黒に、与島とは同市与島町字西方に、馬島とは愛媛県今治市馬島字カメガウラに、それぞれ設置する管理用出入路をいう。

(注3) 早島、水島、児島又は櫃石島から与島PAを経由して櫃石島又は岩黒島までの区間を通行する自動車及び岩黒島から与島PAを経由して岩黒島までの区間を通行する自動車については、与島PAまでの料金の額に与島PAからの料金の額を加算するものとする。

別表4 料金の額(通行1回当たり:単位 円)

(1) 神戸淡路鳴門自動車道(神戸西インターチェンジ・鳴門インターチェンジ間)

(軽自動車等)

												神戸西
											布施畑	190.477
										垂水	142.858	285.715
									淡路、淡路SA、 淡路北スマート(注)	693.024	767.808	866.208
							東浦	190.477	799.296	874.080	972.480	
						北淡	285.715	380.953	972.480	1,047.264	1,145.664	
					津名一宮	285.715	476.191	619.048	1,171.248	1,246.032	1,344.432	
				淡路島中央 スマート	238.096	476.191	666.667	783.696	1,326.720	1,401.504	1,499.904	
			洲本	142.858	333.334	571.429	756.144	862.416	1,405.440	1,480.224	1,578.624	
		西淡三原	285.715	380.953	571.152	761.905	943.104	1,049.376	1,592.400	1,667.184	1,765.584	
		淡路島南	285.715	476.191	571.429	744.336	943.104	1,116.288	1,222.560	1,765.584	1,840.368	1,938.768
	鳴門北	530.208	703.392	890.352	969.072	1,124.544	1,323.312	1,496.496	1,602.768	2,145.792	2,220.576	2,318.976
鳴門	238.096	673.872	847.056	1,034.016	1,112.736	1,268.208	1,466.976	1,640.160	1,746.432	2,289.456	2,364.240	2,462.640

(注)淡路北スマートから流入し、淡路で流出する自動車の料金の額は95.239円とする。

(普通車)

												神戸西
											布施畑	238.096
										垂水	190.477	333.334
									淡路、淡路SA、 淡路北スマート(注)	828.780	922.260	1,045.260
							東浦	238.096	961.620	1,055.100	1,178.100	
						北淡	333.334	476.191	1,178.100	1,271.580	1,394.580	
					津名一宮	380.953	614.940	747.780	1,426.560	1,520.040	1,643.040	
				淡路島中央 スマート	333.334	592.800	809.280	942.120	1,620.900	1,714.380	1,837.380	
			洲本	190.477	428.572	691.200	907.680	1,040.520	1,719.300	1,812.780	1,935.780	
		西淡三原	333.334	476.191	676.440	924.900	1,141.380	1,274.220	1,953.000	2,046.480	2,169.480	
		淡路島南	333.334	600.180	698.580	892.920	1,141.380	1,357.860	1,490.700	2,169.480	2,262.960	2,385.960
	鳴門北	625.260	841.740	1,075.440	1,173.840	1,368.180	1,616.640	1,833.120	1,965.960	2,644.740	2,738.220	2,861.220
鳴門	285.715	804.840	1,021.320	1,255.020	1,353.420	1,547.760	1,796.220	2,012.700	2,145.540	2,824.320	2,917.800	3,040.800

(注)淡路北スマートから流入し、淡路で流出する自動車の料金の額は95.239円とする。

(中型車)

												神戸西
											布施畑	285.715
										垂水	238.096	380.953
									淡路、淡路SA、 淡路北スマート(注)	964.536	1,076.712	1,224.312
							東浦	285.715	1,123.944	1,236.120	1,383.720	
						北淡	380.953	569.184	1,383.720	1,495.896	1,643.496	
						津名一宮	428.572	707.928	867.336	1,681.872	1,794.048	1,941.648
					淡路島中央 スマート	380.953	681.360	941.136	1,100.544	1,915.080	2,027.256	2,174.856
				洲本	238.096	501.288	799.440	1,059.216	1,218.624	2,033.160	2,145.336	2,292.936
			西淡三原	428.572	548.520	781.728	1,079.880	1,339.656	1,499.064	2,313.600	2,425.776	2,573.376
		淡路島南	380.953	690.216	808.296	1,041.504	1,339.656	1,599.432	1,758.840	2,573.376	2,685.552	2,833.152
	鳴門北	720.312	980.088	1,260.528	1,378.608	1,611.816	1,909.968	2,169.744	2,329.152	3,143.688	3,255.864	3,403.464
鳴門	333.334	935.808	1,195.584	1,476.024	1,594.104	1,827.312	2,125.464	2,385.240	2,544.648	3,359.184	3,471.360	3,618.960

(注)淡路北スマートから流入し、淡路で流出する自動車の料金の額は95.239円とする。

(大型車)

												神戸西
											布施畑	352.950
										垂水	304.242	507.192
									淡路、淡路SA、 淡路北スマート(注)	1,269.987	1,424.229	1,627.179
							東浦	369.186	1,489.173	1,643.415	1,846.365	
						北淡	507.192	726.378	1,846.365	2,000.607	2,203.557	
						津名一宮	559.959	917.151	1,136.337	2,256.324	2,410.566	2,613.516
					淡路島中央 スマート	470.661	880.620	1,237.812	1,456.998	2,576.985	2,731.227	2,934.177
				洲本	312.360	633.021	1,042.980	1,400.172	1,619.358	2,739.345	2,893.587	3,096.537
			西淡三原	535.605	697.965	1,018.626	1,428.585	1,785.777	2,004.963	3,124.950	3,279.192	3,482.142
		淡路島南	507.192	892.797	1,055.157	1,375.818	1,785.777	2,142.969	2,362.155	3,482.142	3,636.384	3,839.334
	鳴門北	934.179	1,291.371	1,676.976	1,839.336	2,159.997	2,569.956	2,927.148	3,146.334	4,266.321	4,420.563	4,623.513
鳴門	446.307	1,230.486	1,587.678	1,973.283	2,135.643	2,456.304	2,866.263	3,223.455	3,442.641	4,562.628	4,716.870	4,919.820

(注)淡路北スマートから流入し、淡路で流出する自動車の料金の額は142.858円とする。

(特大車)

												神戸西
											布施畑	488.250
										垂水	407.070	745.320
									淡路、淡路SA、 淡路北スマート(注)	2,146.365	2,403.435	2,741.685
							東浦	515.310	2,511.675	2,768.745	3,106.995	3,106.995
						北淡	745.320	1,110.630	3,106.995	3,364.065	3,702.315	3,702.315
						津名一宮	833.265	1,428.585	1,793.895	3,790.260	4,047.330	4,385.580
					淡路島中央 スマート	684.435	1,367.700	1,963.020	2,328.330	4,324.695	4,581.765	4,920.015
			洲本	420.600	955.035	1,638.300	2,233.620	2,598.930	4,595.295	4,852.365	5,190.615	5,190.615
		西淡三原	792.675	1,063.275	1,597.710	2,280.975	2,876.295	3,241.605	5,237.970	5,495.040	5,833.290	5,833.290
		淡路島南	745.320	1,387.995	1,658.595	2,193.030	2,876.295	3,471.615	3,836.925	5,833.290	6,090.360	6,428.610
	鳴門北	1,554.255	2,149.575	2,792.250	3,062.850	3,597.285	4,280.550	4,875.870	5,241.180	7,237.545	7,494.615	7,832.865
鳴門	643.845	2,048.100	2,643.420	3,286.095	3,556.695	4,091.130	4,774.395	5,369.715	5,735.025	7,731.390	7,988.460	8,326.710

(注)淡路北スマートから流入し、淡路で流出する自動車の料金の額は150.000円とする。

(2) 瀬戸中央自動車道(早島インターチェンジ・坂出インターチェンジ間)

(軽自動車等)

					早島
				水島	238.096
			児島	333.334	476.191
		与島PA	598.648	807.256	968.632
	坂出北	692.584	1,291.232	1,499.840	1,661.216
坂出	130.406	743.752	1,342.400	1,551.008	1,712.384

(普通車)

					早島
				水島	333.334
			児島	380.953	612.480
		与島PA	729.560	990.320	1,192.040
	坂出北	846.980	1,576.540	1,837.300	2,039.020
坂出	163.008	910.940	1,640.500	1,901.260	2,102.980

(中型車)

				早島	
			水島	380.953	
		児島	462.912	704.976	
	与島PA	860.472	1,173.384	1,415.448	
坂出北	1,001.376	1,861.848	2,174.760	2,416.824	
坂出	195.610	1,078.128	1,938.600	2,251.512	2,493.576

(大型車)

				早島	
			水島	482.838	
		児島	580.254	913.092	
	与島PA	1,155.024	1,585.278	1,918.116	
坂出北	1,348.767	2,503.791	2,934.045	3,266.883	
坂出	255.534	1,454.301	2,609.325	3,039.579	3,372.417

(特大車)

				早島	
			水島	704.730	
		児島	867.090	1,421.820	
	与島PA	2,026.380	2,743.470	3,298.200	
坂出北	2,381.715	4,408.095	5,125.185	5,679.915	
坂出	325.890	2,557.605	4,583.985	5,301.075	5,855.805

(3) 西瀬戸自動車道(今治インターチェンジ・西瀬戸尾道インターチェンジ間)

(軽自動車等)

			生口島北	
		因島南	246.320	
	因島北			
	向島	402.096		561.392
西瀬戸尾道	238.096	531.984		691.280

		大島北	
	伯方島	321.464	
	大三島	323.904	495.368
生口島南	402.040	575.944	747.408

		今治	
	今治北		
大島南	687.784		790.120

(普通車)

			生口島北	
		因島南	270.400	
	因島北			
	向島	465.120		664.240
西瀬戸尾道	285.715	627.480		826.600

			大島北	
		伯方島	364.330	
	大三島	367.380		581.710
生口島南	465.050	682.430		896.760

		今治	
	今治北		
大島南	822.230		950.150

(中型車)

			生口島北	
		因島南	294.480	
	因島北			
	向島	528.144		767.088
西瀬戸尾道	333.334	722.976		961.920

			大島北	
		伯方島	407.196	
	大三島	410.856		668.052
生口島南	528.060	788.916		1,046.112

		今治	
	今治北		
大島南	956.676		1,110.180

(大型車)

			生口島北	
		因島南	348.660	
	因島北			
	向島	669.948		998.496
西瀬戸尾道	417.894	937.842		1,266.390

			大島北	
		伯方島	503.645	
	大三島	508.677		862.322
生口島南	669.833	1,028.510		1,382.154

		今治	
	今治北		
大島南	1,259.180		1,470.248

(特大車)

			生口島北	
		因島南	508.125	
	因島北			
	向島	1,065.225		1,639.830
西瀬戸尾道	596.490	1,511.715		2,086.320

			大島北	
		伯方島	774.540	
	大三島	764.010		1,388.550
生口島南	1,078.545	1,692.555		2,317.095

		今治	
	今治北		
大島南	2,158.080		2,509.860

- (注1) 神戸西、布施畑又は垂水から淡路SAを経由して神戸西、布施畑又は垂水までの区間を通行する自動車及び東浦、北淡、津名一宮、淡路島中央スマート、洲本、西淡三原、淡路島南、鳴門北又は鳴門から淡路SAを経由して東浦、北淡、津名一宮、淡路島中央スマート、洲本、西淡三原、淡路島南、鳴門北又は鳴門までの区間を通行する自動車については、淡路SAまでの料金の額に淡路SAからの料金の額を加算するものとする。
- (注2) 早島、水島又は児島から与島PAを経由して早島、水島又は児島までの区間を通行する自動車及び坂出北又は坂出から与島PAを経由して坂出北又は坂出までの区間を通行する自動車については、与島PAまでの料金の額に与島PAからの料金の額を加算するものとする。
- (注3) 淡路北スマートは入口専用のスマートインターチェンジであり、淡路北スマートから流入し、淡路で流出する自動車の料金の額は各表欄外(注)のとおりとする。

別表5 料金の額(通行1回当たり:単位 円)

(1) 瀬戸中央自動車道(早島インターチェンジ・坂出インターチェンジ間)

(軽自動車等)

							早島
						水島	
					児島		
			櫃石島	270.024	478.632		640.008
		岩黒島	155.664	425.688	634.296		795.672
	与島、与島PA	172.960	328.624	598.648	807.256		968.632
	坂出北	692.584	865.544	1,021.208			
坂出		743.752	916.712	1,072.376			

(普通車)

							早島
						水島	
					児島		
			櫃石島	318.780	579.540		781.260
		岩黒島	194.580	513.360	774.120		975.840
	与島、与島PA	216.200	410.780	729.560	990.320		1,192.040
	坂出北	846.980	1,063.180	1,257.760			
坂出		910.940	1,127.140	1,321.720			

(中型車)

							早島
						水島	
					児島		
			櫃石島	367.536	680.448		922.512
		岩黒島	233.496	601.032	913.944		1,156.008
	与島、与島PA	259.440	492.936	860.472	1,173.384		1,415.448
	坂出北	1,001.376	1,260.816	1,494.312			
坂出		1,078.128	1,337.568	1,571.064			

(大型車)

							早島
						水島	
					児島		
			櫃石島	477.237	907.491		1,240.329
		岩黒島					
	与島、与島PA		677.787	1,155.024	1,585.278		1,918.116
	坂出北	1,348.767		2,026.554			
坂出		1,454.301		2,132.088			

(特大車)

							早島
						水島	
					児島		
			櫃石島	794.040	1,511.130		2,065.860
		岩黒島					
	与島、与島PA		1,232.340	2,026.380	2,743.470		3,298.200
	坂出北	2,381.715		3,614.055			
坂出		2,557.605		3,789.945			

(2) 西瀬戸自動車道(今治インターチェンジ・西瀬戸尾道インターチェンジ間)

(軽自動車等)

			今治
		今治北	
	馬島	323.048	425.384
大島南	364.736		

(普通車)

			今治
		今治北	
	馬島	385.060	512.980
大島南	437.170		

(中型車)

			今治
		今治北	
	馬島	447.072	600.576
大島南	509.604		

(注1) この表は、櫃石島、岩黒島、与島又は馬島を通行できる自動車として本州四国連絡高速道路株式会社が指定したものについて適用する。

(注2) 櫃石島、岩黒島、与島及び馬島とは別表3(注2)の櫃石島、岩黒島、与島及び馬島をいう。

(注3) 早島、水島、児島又は櫃石島から与島PAを経由して櫃石島又は岩黒島までの区間を通行する自動車及び岩黒島から与島PAを経由して岩黒島までの区間を通行する自動車については、与島PAまでの料金の額に与島PAからの料金の額を加算するものとする。

別表6 料金の額(通行1回当たり:単位 円)

(1) 神戸淡路鳴門自動車道(神戸西インターチェンジ・鳴門インターチェンジ間)

(中型車)

													神戸西
												布施畑	285.715
											垂水	238.096	380.953
									淡路、淡路SA、 淡路北スマート(注)	1,444.445	1,611.112	1,833.334	
							東浦	285.715	1,685.186	1,861.112	2,074.075		
						北淡	380.953	571.429	2,074.075	2,250.000	2,462.963		
					津名一宮	428.572	761.905	904.762	2,527.778	2,694.445	2,916.667		
				淡路島中央 スマート	380.953	714.286	1,000.000	1,190.477	2,879.630	3,046.297	3,268.519		
			洲本	238.096	523.810	857.143	1,142.858	1,333.334	3,055.556	3,222.223	3,444.445		
		西淡三原	428.572	571.429	809.524	1,190.477	1,476.191	1,666.667	3,472.223	3,638.889	3,861.112		
		淡路島南	380.953	714.286	857.143	1,142.858	1,476.191	1,761.905	1,952.381	3,861.112	4,027.778	4,250.000	
	鳴門北	1,083.334	1,472.223	1,888.889	2,047.620	2,333.334	2,666.667	2,952.381	3,142.858	4,722.223	4,888.889	5,111.112	
鳴門	333.334	1,407.408	1,796.297	2,190.477	2,333.334	2,571.429	2,904.762	3,238.096	3,380.953	5,046.297	5,212.963	5,435.186	

(注)淡路北スマートから流入し、淡路で流出する自動車の料金の額は95.239円とする。

(大型車)

													神戸西
												布施畑	380.953
											垂水	333.334	571.429
									淡路、淡路SA、 淡路北スマート(注)	1,907.408	2,138.889	2,444.445	
							東浦	380.953	2,240.741	2,462.963	2,768.519		
						北淡	571.429	809.524	2,768.519	3,000.000	3,305.556		
					津名一宮	619.048	1,047.620	1,285.715	3,388.889	3,611.112	3,916.667		
				淡路島中央 スマート	523.810	1,000.000	1,380.953	1,619.048	3,861.112	4,101.852	4,407.408		
			洲本	333.334	714.286	1,190.477	1,571.429	1,809.524	4,111.112	4,351.852	4,638.889		
		西淡三原	571.429	761.905	1,142.858	1,619.048	2,000.000	2,285.715	4,685.186	4,916.667	5,222.223		
		淡路島南	571.429	1,000.000	1,190.477	1,571.429	2,000.000	2,428.572	2,666.667	5,222.223	5,462.963	5,768.519	
	鳴門北	1,407.408	1,935.186	2,518.519	2,768.519	3,190.477	3,666.667	4,095.239	4,333.334	6,407.408	6,629.630	6,935.186	
鳴門	476.191	1,851.852	2,379.630	2,962.963	3,190.477	3,571.429	4,000.000	4,428.572	4,666.667	6,851.852	7,074.075	7,379.630	

(注)淡路北スマートから流入し、淡路で流出する自動車の料金の額は142.858円とする。

(特大車)

												神戸西
											布施畑	619.048
										垂水	523.810	904.762
									淡路、淡路SA、 淡路北スマート(注)	3,222.223	3,611.112	4,111.112
							東浦	666.667	3,768.519	4,157.408	4,666.667	
						北淡	904.762	1,333.334	4,666.667	5,046.297	5,555.556	
					津名一宮	1,047.620	1,714.286	2,142.858	5,685.186	6,074.075	6,583.334	
				淡路島中央 スマート	857.143	1,619.048	2,333.334	2,714.286	6,490.741	6,879.630	7,379.630	
			洲本	571.429	1,142.858	1,952.381	2,619.048	3,047.620	6,888.889	7,277.778	7,796.297	
		西淡三原	1,000.000	1,285.715	1,904.762	2,666.667	3,380.953	3,761.905	7,861.112	8,240.741	8,750.000	
	淡路島南	904.762	1,666.667	1,952.381	2,571.429	3,380.953	4,047.620	4,476.191	8,750.000	9,138.889	9,638.889	
	鳴門北	2,333.334	3,222.223	4,194.445	4,601.852	5,407.408	6,380.953	7,047.620	7,476.191	10,861.112	11,240.741	11,750.000
鳴門	809.524	3,074.075	3,962.963	4,935.186	5,333.334	6,138.889	6,904.762	7,619.048	8,000.000	11,601.852	11,990.741	12,490.741

(注)淡路北スマートから流入し、淡路で流出する自動車の料金の額は150.000円とする。

(2) 瀬戸中央自動車道(早島インターチェンジ・坂出インターチェンジ間)

(中型車)

				早島
			水島	380.953
		児島	476.191	761.905
	与島PA	1,296.297	1,768.519	2,129.630
	坂出北	1,500.000	2,796.297	3,268.519
坂出	195.610	1,611.112	2,907.408	3,379.630
			3,379.630	3,740.741

(大型車)

				早島
			水島	523.810
		児島	619.048	1,000.000
	与島PA	1,740.741	2,379.630	2,879.630
	坂出北	2,027.778	3,750.000	4,407.408
坂出	268.963	2,185.186	3,916.667	4,555.556
			4,555.556	5,055.556

(特大車)

				早島
			水島	857.143
		児島	1,047.620	1,714.286
	与島PA	3,046.297	4,111.112	4,944.445
	坂出北	3,574.075	6,611.112	7,694.445
坂出	448.272	3,833.334	6,879.630	7,962.963
			7,962.963	8,777.778

(3) 西瀬戸自動車道(今治インターチェンジ・西瀬戸尾道インターチェンジ間)

(中型車)

			生口島北
		因島南	428.572
		因島北	/
	向島	796.297	1,157.408
西瀬戸尾道	333.334	1,047.620	1,444.445

			大島北
		伯方島	611.112
		大三島	476.191
生口島南	796.297	1,185.186	1,574.075

		今治
	今治北	/
大島南	1,435.186	1,666.667

(大型車)

			生口島北
		因島南	527.778
		因島北	/
	向島	1,000.000	1,500.000
西瀬戸尾道	476.191	1,407.408	1,907.408

			大島北
		伯方島	750.000
		大三島	666.667
生口島南	1,000.000	1,546.297	2,074.075

		今治
	今治北	/
大島南	1,888.889	2,212.963

(特大車)

			生口島北
		因島南	768.519
		因島北	/
	向島	1,601.852	2,462.963
西瀬戸尾道	761.905	2,268.519	3,129.630

			大島北
		伯方島	1,166.667
		大三島	1,157.408
生口島南	1,611.112	2,546.297	3,472.223

		今治
	今治北	/
大島南	3,240.741	3,768.519

(注1) 神戸西、布施畑又は垂水から淡路SAを経由して神戸西、布施畑又は垂水までの区間を通行する自動車及び東浦、北淡、津名一宮、淡路島中央スマート、洲本、西淡三原、淡路島南、鳴門北又は鳴門から淡路SAを経由して東浦、北淡、津名一宮、淡路島中央スマート、洲本、西淡三原、淡路島南、鳴門北又は鳴門までの区間を通行する自動車については、淡路SAまでの料金の額に淡路SAからの料金の額を加算するものとする。

(注2) 早島、水島又は児島から与島PAを経由して早島、水島又は児島までの区間を通行する自動車及び坂出北又は坂出から与島PAを経由して坂出北又は坂出までの区間を通行する自動車については、与島PAまでの料金の額に与島PAからの料金の額を加算するものとする。

(注3) 淡路北スマートは入口専用のスマートインターチェンジであり、淡路北スマートから流入し、淡路で流出する自動車の料金の額は各表欄外(注)のとおりとする。

別表7 割引適用後料金(通行1回当たり:単位 円)

(1) 神戸淡路鳴門自動車道(神戸西インターチェンジ・鳴門インターチェンジ間)

(軽自動車等)

											神戸西	
										布施畑	95.239	
									垂水	71.429	142.858	
								淡路、淡路SA、 淡路北スマート(注)	693.024	767.808	866.208	
						東浦	95.239	799.296	874.080	972.480		
					北淡	142.858	190.477	972.480	1,000.000	1,095.239		
				津名一宮	142.858	238.096	309.524	1,095.239	1,142.858	1,190.477		
			淡路島中央 スマート	119.048	238.096	333.334	404.762	1,190.477	1,238.096	1,285.715		
		洲本	71.429	166.667	285.715	380.953	452.381	1,238.096	1,285.715	1,333.334		
	西淡三原	142.858	190.477	285.715	380.953	500.000	547.620	1,333.334	1,380.953	1,428.572		
	淡路島南	142.858	238.096	285.715	380.953	500.000	595.239	642.858	1,428.572	1,476.191	1,523.810	
	鳴門北	428.572	523.810	619.048	666.667	761.905	857.143	952.381	1,047.620	1,809.524	1,857.143	1,904.762
鳴門	119.048	523.810	619.048	714.286	761.905	857.143	952.381	1,047.620	1,095.239	1,857.143	1,904.762	1,952.381

(注)淡路北スマートから流入し、淡路で流出する自動車の料金の額は47.620円とする。

(普通車)

											神戸西	
										布施畑	119.048	
									垂水	95.239	166.667	
								淡路、淡路SA、 淡路北スマート(注)	828.780	922.260	1,045.260	
						東浦	119.048	961.620	1,055.100	1,178.100		
					北淡	166.667	238.096	1,178.100	1,238.096	1,333.334		
				津名一宮	190.477	309.524	380.953	1,333.334	1,380.953	1,476.191		
			淡路島中央 スマート	166.667	309.524	428.572	500.000	1,476.191	1,523.810	1,571.429		
		洲本	95.239	214.286	357.143	476.191	547.620	1,523.810	1,571.429	1,619.048		
	西淡三原	166.667	238.096	333.334	476.191	619.048	690.477	1,619.048	1,714.286	1,761.905		
	淡路島南	166.667	309.524	357.143	476.191	619.048	738.096	809.524	1,761.905	1,809.524	1,904.762	
	鳴門北	523.810	666.667	761.905	809.524	952.381	1,095.239	1,190.477	1,285.715	2,238.096	2,285.715	2,333.334
鳴門	142.858	619.048	761.905	857.143	952.381	1,047.620	1,190.477	1,285.715	1,380.953	2,333.334	2,380.953	2,428.572

(注)淡路北スマートから流入し、淡路で流出する自動車の料金の額は47.620円とする。

(2) 瀬戸中央自動車道(早島インターチェンジ・坂出インターチェンジ間)

(軽自動車等)

				早島	
			水島	119.048	
		児島	166.667	238.096	
	与島PA	571.429	714.286	761.905	
坂出北	666.667	1,238.096	1,380.953	1,428.572	
坂出	65.203	714.286	1,285.715	1,380.953	1,476.191

(普通車)

				早島	
			水島	166.667	
		児島	190.477	309.524	
	与島PA	714.286	857.143	952.381	
坂出北	846.980	1,523.810	1,666.667	1,809.524	
坂出	81.504	857.143	1,571.429	1,714.286	1,809.524

(3) 西瀬戸自動車道(今治インターチェンジ・西瀬戸尾道インターチェンジ間)

(軽自動車等)

			生口島北
		因島南	142.858
	因島北	/	/
向島	261.905	/	404.762
西瀬戸尾道	119.048	333.334	476.191

		大島北	
	伯方島	190.477	
大三島	166.667	333.334	
生口島南	285.715	428.572	571.429

		今治
今治北	/	/
大島南	619.048	666.667

(普通車)

			生口島北
		因島南	166.667
	因島北	/	/
向島	333.334	/	523.810
西瀬戸尾道	142.858	428.572	571.429

		大島北	
	伯方島	238.096	
大三島	214.286	404.762	
生口島南	380.953	523.810	714.286

		今治
今治北	/	/
大島南	761.905	809.524

- (注1) 神戸西、布施畑又は垂水から淡路SAを經由して神戸西、布施畑又は垂水までの区間を通行する自動車及び東浦、北淡、津名一宮、淡路島中央スマート、洲本、西淡三原、淡路島南、鳴門北又は鳴門から淡路SAを經由して東浦、北淡、津名一宮、淡路島中央スマート、洲本、西淡三原、淡路島南、鳴門北又は鳴門までの区間を通行する自動車については、淡路SAまでの料金の額に淡路SAからの料金の額を加算するものとする。
- (注2) 早島、水島又は児島から与島PAを經由して早島、水島又は児島までの区間を通行する自動車及び坂出北又は坂出から与島PAを經由して坂出北又は坂出までの区間を通行する自動車については、与島PAまでの料金の額に与島PAからの料金の額を加算するものとする。
- (注3) 淡路北スマートは入口専用のスマートインターチェンジであり、淡路北スマートから流入し、淡路で流出する自動車の料金の額は各表欄外(注)のとおりとする。